

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【通所介護】

この要件は平成30年10月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

※平成28年4月1日から、利用定員18人以下の通所介護事業所及び療養通所介護事業所は、地域密着型サービスに移行しました。

1 施設等区分(通所介護)

区 分	基 準
通常規模型事業所	イ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準 (1) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数（一体的に事業を実施している指定介護予防通所介護事業所及び第一号通所介護事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。）が 750人以内 の指定通所介護事業所であること。 (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下、「指定居宅サービス等基準」という。）第93条に定める看護職員又は介護職員（共生型通所介護の事業を行う指定通所介護事業所にあつては、指定居宅サービス等基準第105条の2第一号に定める従事者）の員数を置いていること。
大規模型事業所(Ⅰ)	ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準 (1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が 900人以内 の指定通所介護事業所であること。 (2) イ(2)に該当するものであること。
大規模型事業所(Ⅱ)	ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準 (1) イ(1)及びロ(1)に該当しない指定通所介護事業所であること。 (2) イ(2)に該当するものであること。

解釈通知

(4) 事業所規模による区分の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第五号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者若しくは第一号通所事業の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所及び当該第一号通所事業における前年度の1月あたりの平均利用延人員数を含む（指定介護予防通所介護事業所における平均利用延人員数については、平成30年度分の事業所規模を決定する際の平成29年度の実績に限る。）こととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者若しくは第一号通所事業の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所又は当該第一号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所介護事業所又は第一号通所事業の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所介護又は第一号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所介護事業所又は第一号通所事業の利用者数については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であつて、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とする。

※ 定員を概ね25%以上変更する場合は、定員変更の届出の他に規模の変更の届出が必要となる場合がありますので注意してください。規模の変更が必要な場合は、必要書類の他に「通所介護の算定区分確認表」を添付して届出てください。

2 加算

項目	必要書類
時間延長サービス加算	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧 ③運営規程
入浴介助加算	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧 ③運営規程 ④平面図・写真
中重度者ケア体制加算	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③資格者証の写し(看護職員未提出分)(原本証明) ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
生活機能向上連携加算	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③外部の訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることがわかる契約書等(協定書を含む)の写し(原本証明)
個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③資格者証の写し(機能訓練指導員未提出分)(原本証明) ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
ADL維持等加算(申出)	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
ADL維持等加算	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ADL維持等加算に係る届出書
認知症加算	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③研修修了証の写し(原本証明) ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤誓約書(加算用)
若年性認知症利用者受入加算	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
栄養改善加算	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③資格者証の写し(管理栄養士未提出分)(原本証明) ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑤外部との連携により管理栄養士を配置する場合は、外部と連携していることが分かる契約書等(協定書を含む)の写し(原本証明)
口腔機能向上加算	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③資格者証の写し(言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員未提出分)(原本証明) ④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
サービス提供体制強化加算	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③サービス提供体制強化加算に関する届出書 ④人材要件を満たすことが分かる書類 ⑤誓約書(加算用)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)	①変更届出書(様式第6号) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員処遇改善加算届出書一式

3 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)